

## 松庵町会防災会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、松庵町会防災会と称し、事務局を松庵町会事務所内におく。

(目的)

第2条 本会は、被災者すべての人の生命を守ることを最優先とする。

乳幼児、小・中学生及び保護者、妊産婦、障がい者、高齢者、外国人などの災害時要配慮者に配慮し、避難者同士支え合う。

また住民の相互協力の精神にもとづき、自主的防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

ただし松庵小学校震災救援所運営連絡会（以下「連絡会」という）が設置された場合は連絡会と連携をとりながら事業を行う。

なお、連絡会は、区・地域（町会、防災会、PTA等）・学校が運営する。

(1) 関係各官公署、連絡会との連絡に関すること。

(2) 防災に関する知識の普及、意識の高揚を図ること。

(3) 地震等に対する災害予防に関すること。

(4) 防災訓練に関すること。

(5) 防災資・器材等の整備と備蓄に関すること。

(6) 地震等の発生時に於ける情報の収集・伝達・初期消火・救出救護・避難誘導等応急活動に関すること。なお必要な情報伝達は 町内掲示板・町会ホームページやポンプ格納庫などに掲示する。

(7) その他本会の目的を達成するに必要な事業。

(業務)

第4条 本会が行う業務は次のとおりとする。

(1) 区から貸与されている資・器材の保管備蓄状況掌握。

(2) 防災備品倉庫の管理・状況確認・補充。

(3) セミナー・説明会等の開催・ポスターの掲示・防災ニュースの発行・ホームページ掲載等により防災意識の高揚を図り、非常時に於ける情報の伝達活動に当たる。

(4) 地域・家庭の安全点検・防火思想の啓発及び初期消火訓練・震災対応訓練の実施と非常時に於ける消火活動・救出訓練活動の実施と消防隊との連携に当たる。

(5) 松庵町会指定第一次仮避難所（松庵小学校震災救援所）・杉並区指定避難所への避難路の事前調査を実施し、非常時に於ける避難誘導と、老人・病

人・障がい者の優先避難の誘導協力に当たり、且つ救援物資の受領配分に当たる。

(6) その他、本会の目的を達成するに必要と思われる業務も行う。

(会員)

第5条 本会は、松庵町会会員全世帯（事業所・事務所を含む）を以って構成する。

(会員の責務)

第6条 本会の目的達成のため、会員は皆協力するものとし、役員 の指揮指導に従い、積極的に協力活動をするものとする。

(1) 具体的には避難、安否確認等を行う。特に災害発生時は、まず自分と家族の身の安全を確保する。(自助)

(2) 住民は、隣近所で声をかけ、助け合いながら避難をする。(共助)

(3) 避難行動要支援者名簿などをもとに、自力で避難できない人を支援する。

(4) 初期消火、救出、救護活動を行う。

(役員)

第7条 本会に下記の役員を置くことができる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 委員 若干名

(4) 会計 若干名

(5) 監事 若干名

(役員等の任務)

第8条 1. 本会役員等の任務は、下記のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、事務局の最高指揮にあたる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 委員は、防災関係設備の管理・防災関係の企画・運営を行う。

(4) 会計は予算、決算並びに諸般の会計業務を処理する。委員は業務分担し日常の出納業務・予算、決算・助成金申請及び助成金報告事務並びに関係官庁等との折衝・許認可業務を行う。

(5) 監事は会計および事業を監査し、会計および事業について不正の事実を発見した時は総会に報告する。またこれを報告するため必要と認める時は総会の招集を請求する。

2. 緊急事態発生の際は、役員は速やかに事務局または松庵小学校震災救援所(救援所立ち上げの場合)に集合し、会長もしくは震災救援所連絡会会長の指揮の下に入る。

(役員 の選出及び任期)

第9条 1. 本会の役員は、次の方法で選出する。

(1) 会長・副会長・会計・監事は総会において会員の中から選出する。

(2) 委員は 会員の中から選出し、会長が委嘱する。

2. 役員 の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また、欠員の補充による役員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条

本会に総会を置く。

- (1) 本会の会議は、通常総会は毎年1回とし、特別な場合を除き5月に松庵町会通常総会と同時に開催する。
- (2) 総会は松庵町会常任委員の過半数の出席により成立する。
- (3) 総会は次の事項を議決する。
  - ① 事業報告並びに計画
  - ② 年度予算および決算
  - ③ 規約の制定・変更
  - ④ 第9条1項で記載される役員の選出
  - ⑤ その他重要事項
- (4) 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求があった場合随時開催する。
- (5) 総会は会長が招集し、その議長となる。
- (6) 会議の議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は議長が決する。

(役員会)

第11条

役員会は、会長・副会長・委員(常任)を以って構成し、町会役員会に合同して次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべきこと
- (2) 総会により委任されたこと
- (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと

(会計)

第12条

本会に要する経費については、次のとおりとする。

- (1) 本会に要する費用は、町会予算その他助成金・寄付金等を以ってこれに充てる。
- (2) 本会の予算は総会の議決によりこれを定め、決算は総会の承認を得なければならない。
- (3) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営)

第13条

本会は、原則としてこの規約に基づいて運営されるが、予測しない緊急事態発生の際は、この規約にかかわらず、役員会に処理を委任するものとする。運営における「費用弁償支給」は松庵町会会則細則の規定を適用する。

(施行期日)

第14条

この規約は、令和7年5月25日から施行する。